

議案第7号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

佐倉市長 巖 和 雄

佐倉市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「100分の225」を「100分の230」に、「100分の154」を「100分の157」に、「100分の99」を「100分の101」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条の表中

「

6月に支給する場合	12月に支給する場合
100分の210	100分の230
100分の143	100分の157
100分の93	100分の101

」を

「

支給割合
100分の220
100分の150
100分の97

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。